

公告第 8 号

# 公示送達書

## 公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 5 月 22 日

兵庫県阪神南県民センター長  
(西宮県税事務所)



記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備考
地方税法の規定によりその例によることとされている 国税徴収法第 131 条	中山 博斗	